

議案第91号

勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

廃棄物処理手数料及び廃棄物処理手数料加算額について、本体価格と消費税額を明確にするため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p><b>勝山市</b>廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (混入禁止物)</p> <p>第22条 占有者は、可燃物及び不燃物等を所定の場所に持ち出すときは、次に掲げる家庭廃棄物を混入してはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <b>前項各号</b>のほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障を生ずるもの</p> <p>2 占有者は、<b>前各号</b>に掲げる家庭廃棄物を排出しようとするときは、市長に届け出てその指示に従わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第37条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、手数料を徴収するものとし、その額は、別表第1の<u>とおりとする</u></p>	<p>_____廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (混入禁止物)</p> <p>第22条 占有者は、可燃物及び不燃物等を所定の場所に持ち出すときは、次に掲げる家庭廃棄物を混入してはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <b>前各号</b>のほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障を生ずるもの</p> <p>2 占有者は、<b>前項各号</b>に掲げる家庭廃棄物を排出しようとするときは、市長に届け出てその指示に従わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第37条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、手数料を徴収するものとし、その額は、別表第1の<u>定めにより算出した額に、</u></p>

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。  
\_\_\_\_\_

2 (略)

3 市長は、特別の処理を要する場合、別表第2に掲げる額を加算することができる。\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

4 (略)

別表第1(第37条関係)

廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	処理手数料
し尿	一般家庭その他から収集するとき。	20リットルにつき <b>170円</b>
事業系一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分をするとき。	第21条に指定する指定ごみ袋1袋につき <b>157円</b>

別表第2(第37条関係)

廃棄物処理手数料加算額

種別	加算基準	加算額
----	------	-----

消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税相当額(以下、「消費税相当額」という。)を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これは切り捨てるものとする。

2 (略)

3 市長は、特別の処理を要する場合、別表第2に掲げる額を加算することができる。この場合、別表第1の定めにより算出した額に別表第2の定めにより算出した額を加算し、消費税相当額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 (略)

別表第1(第37条関係)

廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	処理手数料
し尿	一般家庭その他から収集するとき。	20リットルにつき <b>155円</b>
事業系一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分をするとき。	第21条に指定する指定ごみ袋1袋につき <b>143円</b>

別表第2(第37条関係)

廃棄物処理手数料加算額

種別	加算基準	加算額
----	------	-----

し 尿	1 車両の運行が著しく困難なため、ホースを35m以上使用して収集する場合	<b>18リットル</b> につき 5円	し 尿	1 車両の運行が著しく困難なため、ホースを35m以上使用して収集する場合	<b>20リットル</b> につき 5円
	2 車両の運行が著しく困難なため桶又はホースを50m以上使用して収集する場合	<b>18リットル</b> につき 10円		2 車両の運行が著しく困難なため桶又はホースを50m以上使用して収集する場合	<b>20リットル</b> につき 10円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(勝山市公害防止条例の一部改正)

- 2 勝山市公害防止条例(平成16年勝山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条中「勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に改める。